

**2020年4月26日 国務院新聞弁公室**  
**「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2019）」**  
**発表会に関する記事（要約3点）**

① **2019年の中国知的財産保護事業環境の最適化に向けた新たな進展と効果**

国務院新聞弁公室は4月26日に、「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2019）」発表会を開催した。全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室主任、国家市場監督管理総局副局長の甘霖氏によると、中国は2019年に、引き続き知的財産権の保護を強化し、事業環境の最適化に注力しており、新たな進展、新たな効果を上げている。このごろ発表された「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2019）」（以下、「報告」と略称する。）の主な内容は、以下3点である。

第一に、総括的な企画推進に新たな進展を遂げたことが挙げられる。トップダウンデザイン（原文：頂層設計）の面では、「知的財産権保護の強化に関する意見」を打ち出し、法律、行政、経済、技術、社会統治の手段を総合的に活用し、知的財産権の保護を強化する。法の支配の構築（原文：法治建設）の面では、『商標法』『反不正競争法』『薬品管理法』を改正し、権利侵害行為への処罰力を一層高め、『外商投資法』及びその実施条例、『ビジネス環境最適化条例』等複数の法律法規を新規公布、実施した。体制と仕組みの面では、31の省（区・市）の権利侵害・模倣品摘発活動の指導者グループの見直しを全て完了しており、横の連携、縦の連動という権利侵害・模倣品の摘発活動の枠組みが形成された。

第二に、知的財産権の保護において新たな進展を遂げたことが挙げられる。行政法執行の面では、インターネット事業分野や農村市場、配送及び輸出入段階、主要な民生分野にフォーカスし、「劍網」「龍騰」「鉄拳」「農用資材模倣品摘発」等の特別行動を実施した。司法保護の面では、公安部は「崑崙行動」を手配して実施し、権利侵害・模倣品犯罪を厳しく摘発した。法院系列では、知的財産権の裁判の仕組みについての改革を推進し、検察機関は、訴訟監督の職能を強化することで、司法による保護をより効率的で指向性のあるものとした。パブリックガバナンスの面では、権利保護に関連した協力を継続的に推進し、権利侵害紛争をタイムリーに解消し、業界の自己規律を深化させることで、知的財産権分野におけるサービスのレベル及び社会の権利保護の意識をさらに向上させた。国際協力の面では、国際機関による「オブソン」「パンゲア」「ネットホーク」「健康の女神」等の特別行動に積極的に参加し、ネット上及び越境の権利侵害・模倣品犯罪を厳しく摘発し、積極的な戦果を上げた。

第三に、事業環境の最適化に関して新たな進展を遂げたことが挙げられる。投資貿易がより便利になり、6つの自由貿易試験区を新規に設立し、大型見本市、博覧会を開催し、『外商投資法』に合致しない法規及び関連規定を400部余り改正、廃止した。より開放された市場アクセスを実現し、市場アクセス・マイナスリスト、外商投資アクセス・マイナスリストの記載事項を一層縮減し、工業製品に関する生産許可の種類を削減した。行政サービスをより最適化し、企業登録手

続を簡略化し、全プロセスをネット上で進めるよう推進したことで、新規企業の場合、基本的に 5 営業日以内で企業登録を完了することができるようになった。知的財産権の審査効率を高め、審査期間を短縮し、知的財産権に関する管理費の徴収額を削減した。監督管理体系をより完備化し、信用の監督管理を大いに推進し、スマート監督管理を模索し、「2 つのランダム、1 つの公開」による監督管理を深化させることで、公平に競争ができ、信義誠実に基づいた経営を行うことのできる市場環境を築き上げた。

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/42311/42936/zy42940/Document/1677983/1677983.htm>

## ② 区域の総括協働の強化法執行監督管理方式の革新等により権利侵害・模倣品摘発活動を推進

國務院新聞弁公室は 4 月 26 日に、「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2019）」の発表会を開催した。全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室主任、国家市場監督管理総局副局長の甘霖氏は、記者からの質問に対する回答として、次のことを表明した。2019 年に、全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループは、各地区や各メンバー機関で一連の効果的な施策を実施するよう統制し、法治建設、行政法執行、司法保護、パブリックガバナンス、宣伝教育、国際協力等それぞれの側面において積極的な効果を上げている。

第一に、重点分野の取り締まりが挙げられる。インターネット事業分野において、「劍網」「鉄拳」等一連の特別行動を実施し、権利侵害・模倣品の頻発や多発、人民群眾から強い反響を呼んだ重点的な問題を解決した。農村地域では、農業用資材の模倣品摘発の特別取締や林木種苗の品質の抜き打ち検査を実施し、農業の上質な発展を促進した。輸出入の段階において、監督検査を強化し、「龍騰」行動を実施し、国境ゲートを守った。重点的な民生分野において、「保健」市場の混乱した様態を取り締まり、地理的表示に関する特別取締等を行い、権利者と消費者の合法的な権益を保障した。

第二に、司法保護力の強化が挙げられる。2019 年に、公安機関で摘発した権利侵害・模倣品粗悪品犯罪事件は約 1.6 万件となり、捕まえた犯罪容疑者は約 2.9 万名となった。檢察機関が、権利侵害・模倣品粗悪品関連の犯罪事件として逮捕を許可したのは、約 9,200 件の事件に係る約 1.6 万人に及んだ。全国法院で新規受理した各種知的財産事件は約 48 万件で、結審したのは約 47 万件であった。

第三に、法執行監督管理方式の革新が挙げられる。信用を基盤とする新しい形式の監督管理システムの構築を推進し、市場の監督管理分野において部門横断的な「2 つのランダム、1 つの公開」による監視管理を全面的に促進した。指導者グループのメンバー機関は、「インターネット + 税関」一体化プラットフォーム、全国ネット取引監視プラットフォーム、地理的表示保護製品の統一した電子受理プラットフォーム等のシステムを構築して、スマート監督管理を推進した。

第四に、部門・区域間の協働の推進が挙げられる。指導者グループのメンバー機関の連携を強化し、6部門が共同して全国農村模倣・粗悪食品の取締りを実施し、また、13部門が共同して混乱した状況にある「保健」市場に対して、百日間の取締り行動を実施した。上海、江蘇、浙江、安徽は「長江デルタ市場体系一体化建設の協力に関する覚書」を締結し、淮海経済区の10都市は市場監督管理法執行連携協働仕組みを確立した。

第五に、国際交流・協力の深化が挙げられる。2国間交流が安定したペースで推進され、中国と欧州は地理的表示の保護と協力に関する協定の交渉妥結に関する共同宣言に署名した。中日韓、中モン露、BRICS五カ国等多国間の交流協力においても新たな進展を遂げた。国際機関による「オプソン」「パンゲア」「ネットホーク」「健康の女神」等の特別行動に積極的に参加し、前向きな成果をあげた。

甘霖氏は、全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループが、今後、3つの取組に焦点を当てていくことを指摘した。1つ目は、総括調整の強化である。指導者グループ弁公室が、事件の調査協力、査察・処理監督、情報報告の強化を推進し、行政法執行、刑事法執行、司法裁判、仲裁調停の秩序ある連携を促進し、すべてを連携させた摘発を実現する。2つ目には、重点の統治である。重点となる業界、製品、市場にフォーカスし、模倣品製造の根源、繰り返し侵害、悪意ある侵害に対する摘発力を増強し、情報公開と連動懲戒を促進して、違法者に重い代価を支払わせる。3つ目には、共同統治の枠組みの構築である。権利者の知る権利、参加する権利を保障し、通報奨励制度を確立し健全化させ、業界組織で自己規律を強化するよう指導し、共同建設・共同統治・共有を旨とする権利侵害・模倣品摘発の新たな方式を築き上げる。

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/42311/42936/zy42940/Document/1677985/1677985.htm>

### ③ 知的財産権に対する根源からの法的保護の強化商標・専利審査の品質と効率の向上

國務院新聞弁公室は4月26日に、「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2019）」発表会を開催した。国家知識産権局知識産権保護司長の張志成氏は、記者からの質問に対する回答として、次のことを表明した。国家知識産権局は、関係部門とともに知的財産権保護の増強、世界一流の事業環境づくりに取り組み、優れた効果を上げた。

1つ目には、知的財産権関連法律法規の完備の促進である。2019年11月に改正された商標法では、悪意ある商標専用権侵害の賠償の倍率を、改正前の「3倍以下」から「5倍以下」に引き上げており、商標の貯め込み登録等の行為を規制する商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定を打ち出した。現在、専利法改正案（草案）は全人大常委会による第一回審議を受けた段階で、その中でも権利侵害の懲罰的賠償制度の確立が明確化されており、権利侵害の代価が大幅に高まっている。

2つ目には、知的財産権に対する根源からの保護の強化である。商標・専利審査の品質と効率を高め、審査期間を一層短縮させて、社会ニーズをもっと満たした。2019年に、商標登録の

平均の審査期間は4.5ヶ月に短縮され、高価値な専利の審査期間は17.3ヶ月に縮減された。さらに、非正常な専利出願と悪意ある商標登録行為に厳しい打撃を与え、2019年に通報した非正常な専利出願は3.8万件、棄却した非正常商標出願は3.9万件となっている。

3つ目には、知的財産権法執行及び法執行の指導の増強である。商標・専利権侵害の判断と検査・鑑定の基準を制定し完備化させ、専利権侵害紛争の行政裁定事件対処ガイドラインを印刷、配布して、法執行に対する指導の効果を高めた。2019年に市場監督管理部門とともに、知的財産権法執行「鉄拳」特別行動を手配、実施し、商標・専利権の侵害、詐称の違法行為に厳しい打撃を与えた。2019年に全国の知的財産系列で処理した専利権侵害紛争行政裁定事件は同期比13.7%増の3.9万件であった。

4つ目には、保護連動仕組みの完備である。知的財産権に対する早期協働保護仕組みの構築を促進し、現時点、全国に建設した31の知的財産権保護センター及び20の早期権利行使センターで、市場主体に対し便利・効率的・低コストの権利擁護ルートを提供している。信用遵守体制づくりを知的財産権保護の枠組み構築の一環として、いったん信用失墜すると何もかも制限されるよう、専利分野の重大な信用失墜行為に対し共同懲戒を実行する。

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/42311/42936/zy42940/Document/1677986/1677986.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。